

Gender Equality

今とこれからを輝いて生きる

ハラスメントを しない、させない、許さない

セクハラやパワハラなどのハラスメントは、一種のいじめであり人権侵害です。絶対に許されない行為だということを、職場や組織で理解して、ハラスメントがない環境をつくりましょう。



ハラスメント (harassment) とは

直訳すると「迷惑行為・嫌がらせ」です。力関係の優位性や職務上の上下関係などを背景に、適正な範囲を超えた言動により、相手を不快・不安に感じさせます。相手に精神的・身体的苦痛を与える行為、職場(組織)環境を悪化させる行為です。

また職場だけではなく、地域コミュニティや任意団体など、人が集まりそれぞれが役割をもって何らかの事業を運営する団体・組織など、どこでも起こりうる問題です。



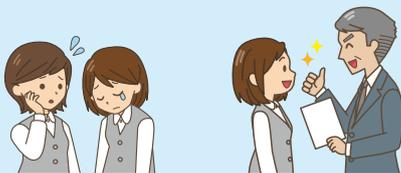
ハラスメントが起きると

- 名誉・プライバシーなど個人の尊厳を傷つけます。
- 仕事や生活の能率が下がります。
- 心や身体の健康が害されます。
- 職場(組織)の人間関係が悪くなります。
- 被害者以外の人の士気も下がります。
- 職場(組織)の信用を失墜させます。
- ハラスメントをする人自身の信頼が失われます。
- ハラスメントに耐えられず、職場を去る人が出るかもしれません。



今、ハラスメントを受けている人は

- 自分を責める必要はありません。
- 加害者に対し、不快に感じていること、やめてほしいということをきちんと伝えましょう。
- あなたが受けたハラスメントは、記録をつけておきましょう。
- 信頼できる友人や同僚、上司にすぐ相談しましょう。専用の相談窓口もあります。



同僚、友人などがハラスメントを受けていることに気付いたら

- ハラスメントは「当事者間の個人的問題ではなく、組織として対応すべき人権侵害である」という認識を日常的に全体で共有しておきましょう。
- 被害者の相談に乗り、精神的に支えてあげましょう。
- 相談窓口に行く、または相談機関に電話するよう勧めましょう。第三者が専門機関に電話で相談することも可能です。
- 第三者として加害者に注意することができない状況であると判断した場合は、放置せず組織の上司や管理職に相談しましょう。

☎総務広報課男女共同参画推進室 ☎72-2111

おごおり

配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？ひとりで悩まずに相談してください。

女性ホットライン ☎092-513-7337

月～金曜日/午前10時～午後5時(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに、専門の相談員が対応します。

